

①衝撃



清々しい表情の GI 7 勝のディープインパクト

問合せ

安平町役場税務課（早来庁舎）

☎ 22 2513 (直通)

最初の納期の始めに納税通知書をお送りします

やはり税金の通知書となると嫌なものです。ですが、安平町の行政を進める上で、税は貴重な自主財源です。どうかご理解の上、納税にご協力をお願いします。

また、何か事情がございまして納税にお困りの方は、相談に応じますので、お気軽に

税務課へお越しください。
なお、納税通知書をご覧になつた際、納得しない、間違っている、と感じられることがあるかと思います。その際は、納税通知書を受け取った日から60日以内に町長に対して異議の申し立てをすることがあります。

住民税

住民税は1月1日現在の居住地で課税されます。

この住民税は、所得割と均等割から成り立つており、所得割も均等割もある一定以上の所得がある方について課税されます。なお、前年中に退職されていても、住民税は前年の所得（退職に係る分は除く）に対しても課税されますので、ご留意ください。

住民税の税率は、これまで3段階（5%・10%・13%）に分かれています課税されていましたが、平成19年度より一律10%の課税となります。昨年は年金控除額の引き下げ、老年者控除の廃止、定率減税の縮減等で大幅に税金が増えたばかりですが、今年は税率のフラット化、定率減税の完全廃止で、さらに住民税が増えます。しかし、税源移譲ということなので、住民税が増える分、国税である所得税は減る（定率減税の廃止分は加味しません）ことになりますので、ご安心（？）を・・・。

減免について

リストラ、病気、災害などにより、昨年より著しく所得の減少した方には減免申請をお勧めします。ただし、著しい所得の減少の場合、対象となるのは、前年の所得が400万円以下（収入で560万円以

下）の方に限られ、また、資力の喪失や生活困窮から今後回復が見込まれ、生活に支障がないと認められるときには、減免に該当しない場合がありますので、ご承知おきください。いずれにしても、何らかの理由により、納税が困難な方については、税務課にお越しになり、納税相談されるようお願いします。

最初にも述べましたが、本年度から税率のフラット化（一律10%の課税）により、負担が増えます。ですが、国税である所得税は、住民税が増えた分、減ることになります。詳しくは、今年1月と4月に皆